

第1回 群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業 事業者選定委員会 議事概要

日 時：令和5年5月12日 13:30～16:15

場 所：敷島公園管理事務所

出席委員：安登委員長、渡辺副委員長、小林委員、権田委員、島委員、小野里委員、相良委員、
谷川委員

1. 開会
2. あいさつ
3. 選定委員会設置
4. 委員紹介
5. 委員長・副委員長選出
6. 委員長・副委員長あいさつ
7. 対象敷地視察
8. 議事
議事 実施方針（案）及び要求水準書（案）について
9. その他
10. 閉会

1. 開会

2. あいさつ

3. 選定委員会設置

4. 委員紹介

5. 委員長・副委員長選出

- ・各委員の互選により、安登委員が委員長に選任。
- ・安登委員長により、渡辺委員を副委員長に指名。

6. 委員長・副委員長あいさつ

7. 対象敷地視察

8. 議事

<審議事項> 実施方針（案）及び要求水準書（案）について

（事務局）

- ・実施方針（案）及び要求水準書（案）について説明。

（委員）

- ・「敷島エリアランドデザイン」が確定する時期はいつか。

（事務局）

- ・実施方針、要求水準書(案)の公表後になるが、今年度内に確定したい。

（委員）

- ・新水泳場の敷地範囲に松林がかかるか。この公園の特徴のひとつであり、要求水準書(案)に何らかに記載することができるか。

（事務局）

- ・松の伐採は最低限とする等、要求水準書(案)に記載したい。プールの配置計画にも関わってくるため、落札者決定基準に盛り込む必要性について検討したい。

（委員）

- ・PFI 事業者と公園全体の指定管理者の維持管理の範囲は、明確になっているか。

(事務局)

- ・維持管理の範囲は、基本的には水泳場の敷地内だが、細部等については、今後の民間事業者との意見交換を通じて検討していきたい。

(委員)

- ・PFI 事業の運営維持管理の評価方法はどうか。

(事務局)

- ・現状の指定管理者評価委員会の仕組みを活用することを検討していきたい。

(委員)

- ・提案の評価にあたっては、価格やデザイン等の重みづけが重要と考えるが、どのように進める予定か。

(事務局)

- ・第2回、第3回の委員会において検討していただく予定である。

(委員)

- ・落札者の提案に対して選定委員会の意見を伝え、事業への反映を検討してもらうことは可能か。

(事務局)

- ・審査講評として選定委員会の意見を付すことを想定している。

(委員)

- ・競技力の向上の他、一般の人、高齢者から子どもたち、障がいのある方等、多様な人が使える環境・施設が求められている。その基本となるのが「敷島エリアグランドデザイン」であると感じた。

(事務局)

- ・意見のとおり「敷島エリアグランドデザイン」の主旨に基づき進めていきたい。

(委員)

- ・要求水準書(案)の「計算書類等」のところで、「決算期は毎年3月31日とすること」との記載は、3月決算の会社のみを対象ということか。

(事務局)

- ・本事業を目的に落札者が設立する SPC という特別目的会社の決算期を3月にするという意味である。

(委員)

- ・要求水準書(案)の「監査済みの計算書類」等の記載の「監査」は外部監査人が行うのか。

(事務局)

- ・SPCの監査については、外部の監査法人に委託するのが通例である。

(委員)

- ・価格評価値と提案内容の評価値の重みづけが重要になる。

(事務局)

- ・第2回、第3回の委員会で検討いただく。

(委員)

- ・「敷島エリアグランドデザイン」の主旨(水泳場に限らずエリア全体で対応)を応募者との対話の中で伝達し共通認識の上に、事業者選定に進んでいくことが望まれる。

(事務局)

- ・しっかりと応募者との対話の中で示していきたい。

(委員)

- ・これまでの経験から、テナントへの転貸を認めるか否かということが議論になることが多い。

(事務局)

- ・要求水準書(案)では「県との間で協議を行い、県の承認を得た場合は転貸を認める」としている。

(委員)

- ・株主構成の中で、構成員が議決権の2分の1以上となっているが、構成員以外が株主になることについて何か意図はあるか。

(事務局)

- ・構成員以外の株主を想定しているわけではない。SPCの構成員が少なくとも過半数の議決権を有していることを条件として示したもの。

(委員)

- ・本日の実施方針(案)と要求水準書(案)をベースに、必要な修正等を行い実施方針及び要求水準書を公表していくこととする。

9. その他

- ・特になし

10. 閉会